

平成27年度 財政援助団体等監査（1）監査結果措置状況

＜神戸市水の科学博物館指定管理者＞

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
(1) 指摘事項 ① 施設管理業務において適正な報告書を提出すべきもの 神戸市水の科学博物館の指定管理協定書における仕様書では、建築物及び設備について、点検実施後、点検結果報告書及び定められた添付書類を本市へ提出することとされているが、平成26年度の点検業務において、点検結果報告書や添付書類が提出されていない事例があった。 指定管理者は、仕様書に基づいて定められた報告書等を提出すべきである。また、本市所管局は指定管理者に対して適正な事務処理をするよう求めるべきである。 (事例) ア 昇降機設備点検業務：点検結果報告書、点検写真、遠隔監視診断報告書 イ 空調設備点検業務：点検結果報告書、点検写真 ウ 受変電設備点検業務：点検結果報告書、検査測定記録	平成26年度の昇降機設備、空調設備、受変電設備の点検業務において、指摘事項のとおり、一部の書類が提出されていなかったが、未提出となっていた点検結果報告書等について、指定管理者に提出をもとめ、平成27年11月5日に提出された。 今後の対策として、平成27年11月以降の点検業務について、点検業務の翌月に提出される業務月報の添付書類として、点検結果報告書等を提出するように変更した。 今後も、指定管理者に対して、仕様書に基づいた適正な報告書等を提出するよう指導するとともに、局としても、仕様書に基づいた適正な事務処理を行う。	措置済